

仕事と介護の両立のための啓発動画作成・発信業務に関する公募型プロポーザル 質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項3 応募資格	本委託業務を遂行するに当たり、協力事業者が必要となるが、当該事業者にも募集要項における応募資格（7）に記載の「過去5年間における受託実績」は適用されるか。	適用されません。
2	仕様書2 委託業務の目的	本事業の目標設定として重要視するのはどのような項目か。県公式YouTubeにおける動画再生数、インスタグラム広告配信数などか。また、動画再生数などの目標数があれば、示してほしい。	本事業は、介護に向けた事前の知識の習得や心構えの重要性を伝えることで、特に現役世代の介護に向けた事前の準備を促すことを目的にしているため、より多くの方に視聴いただくとともに、企業内研修等においても活用いただきたいと考えています。動画再生数や配信数の具体的な目標数はございませんが、出来る限り多くの方や企業に視聴・活用いただける提案をお願いしたいと考えています。
3	仕様書4（1）ア 企画・構成	動画内容の構成にあたり、有識者の出演又は監修が必要であると考えますが、受注後に有識者や団体等を紹介してもらうことは可能か。	有識者や団体等について、受託者が独自に依頼することも、県から紹介することも可能です。ただし、謝金の支払など、依頼に当たって必要な経費はすべて委託料の範囲内で対応していただきます。
4	仕様書4（1）ア 企画・構成	埼玉県の介護・介護離職等の現状について、説明を依頼できる有識者を紹介してもらうことは可能か。また、紹介を受けた有識者に出演いただく場合の謝礼金額の基準について示してほしい。	有識者や団体等について、受託者が独自に依頼することも、県から紹介することも可能です。ただし、謝金の支払など、依頼に当たって必要な経費はすべて委託料の範囲内で対応していただきます。 なお、謝礼金額の基準については、依頼する方や依頼内容によって異なるため、一律にお示しすることはできませんが、委託料の範囲内であれば、特段の基準はございません。
5	仕様書4（1）ア 企画・構成	有識者の紹介に付随して、当該有識者からビジネスケアラーを紹介してもらうことは可能か（2名ほど自宅でのインタビュー収録を想定）。	ビジネスケアラーの方の紹介の可否は有識者との調整によりますが、必要に応じて県も調整をサポートさせていただきます。ただし、必ず紹介をお約束できるとは限りません。 なお、謝金の支払など、依頼に当たって必要な経費はすべて委託料の範囲内で対応していただきます。
6	仕様書4（1）ア 企画・構成	動画で用いる統計データについて、内容は県で指定し、当該データも提供してもらえるのか。	統計データの内容については、動画の企画・構成により決定されるものと考えられることから、あらかじめ県で指定はいたしません。ただし、必要に応じて協議を行い、内容を精査させていただくことはあります。 統計データの提供については、提案内容に応じて県から提供することも可能です。